

会議名称		平成26年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成26年10月31日（金） 14時00分から15時50分まで
場所		杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、猪鼻委員、柴田委員、玉村委員、西山委員、望月委員、横山(正)委員、市来委員、大和田委員、小川委員、奥山委員、富田委員、横山(えみ)委員、北島委員、新保委員、長谷川委員
	実施機関	福原産業振興センター事業担当課長、馬場杉並福祉事務所長、阿部杉並福祉事務所高円寺担当課長、手島職員課長、白井保育課長、阿出川子育て支援課長
	事務局	渡辺情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 平成26年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>資料2 平成26年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>広報すぎなみ 11月1日号 原稿</li> </ul>

【会議内容】

- 平成26年度第2回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第13号	認定特定創業支援事業に係る証明書発行に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第16号	認定特定創業支援事業に係る証明書発行に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第17号	健診情報活用事務（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第14号	職員人事・給与に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第15号	保育所補助等に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第18号	保育等業務システムに記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第19号	杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第20号	杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第21号	杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第22号	杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定

会長	<p>本日は御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまより、平成 26 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。まず、欠席の御連絡のあった方について事務局からお知らせください。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日はよろしくお願いいいたします。御欠席との連絡をいただきました委員の方は、三田委員、山崎委員の 2 名です。猪鼻委員、望月委員は遅れていらっしゃるとの御連絡を頂戴しております。</p>
会長	<p>議事に入ります。本日の審議の進め方ですが、お配りしております次第のように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項の審議をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。初めに、資料 1 の会議録について、事務局から修正や補足はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特にありません。</p>
会長	<p>委員の皆様から、前回の会議録についての訂正、御意見等がありますか。ないようですので、平成 26 年度第 2 回会議録については、確定とさせていただきます。次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>諮問文を頂きました。なお、会議次第の諮問第 23 号「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」は、区民意見の募集を行った後、第 2 回審議会で決定したとおり、当審議会の部会において第三者点検を行い、第 4 回審議会にて、部会からの報告を当審議会として受けて、答申することといたします。部会の運営については、部会長に一任したいと思います。事務局から補足はありますか。</p>
情報政策課長	<p>「特定個人情報保護評価書（案）」に対する区民意見募集について、「広報すぎなみ」11 月 1 日号の該当ページを席上に配布させていただいております。なお、区民意見聴取の期間は記載のとおり、明日 11 月 1 日土曜日から 12 月 1 日月曜日までの 30 日間です。</p>
会長	<p>それでは、報告・諮問事項の審議に入ります。初めに、報告第 13 号、報告第 14 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 13 号、諮問第 16 号          諮問第 17 号          報告第 14 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 13 号、諮問第 16 号について説明する。          諮問第 17 号について説明する。          報告第 14 号について説明する。</p>
会長	<p>毎回御協力を頂いておりますが、本審議会は事業そのものの効率性や妥当性について、区長から諮問を受けているわけではありません。当審議会は、あくまでも事業の執行にあたり個人情報の取扱いに関する妥当性や、電子計</p>

	<p>算機利用の可否についての諮問を頂いておりますので、その諮問の内容に沿って御審議いただきたいと思います。御協力をお願いします。</p> <p>まず、御質問がありましたらお願いします。いつもは議員さんからいただいておりますが、もし区民の方からご質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ、また後でお気付きの点を御発言いただきたいと思います。</p>
委員	<p>諮問第 17 号についての質問です。これは生活保護法改正に基づき、生活保護受給者の健康管理を支援する取組で、取扱うデータが非常にセンシティブ(機微)な情報です。したがって電算入力を行うに当たって、3 点確認させていただきます。1 点目は、この健康診査の結果等を、保健所から電子データで受け取るという点について、受け取る方法は具体的にどのような形のでしょうか。2 点目と 3 点目は、末尾のセキュリティ対策についての質問です。こちらは取扱うデータの機微性が非常に高いことから、その情報が不必要に取扱われることによって、個人の権利が侵害される可能性も非常に高い情報です。そのようなことから、セキュリティ対策として「当該業務担当職員のみ利用者限定」とあり、アクセス制限を実施するとされています。具体的にアクセス制限は、どのように実施されるのでしょうか。最後に 3 点目です。アクセス制限を実施することは、パソコンを利用することについてのアクセス制限になるわけですが、例えば過去の年金記録の不正閲覧では、本来業務とは無関係のデータ閲覧を、権限を有する者が行っていたということがありました。つまり利用者を限定していても、限定されている利用者が無関係のデータ閲覧をしていたという事案でした。そのようなことから、3 点目の質問として、閲覧制限の方法について、何か特別な措置を講じているのでしょうか。</p>
会長	<p>3 点目の閲覧制限というのは、利用者が他のデータを閲覧するということですか。</p>
委員	<p>そうです。本来の業務とは無関係に、登録されているデータを、個人の関心・興味によって閲覧するということです。</p>
会長	<p>例えば税などの、住民のデータなどですか。</p>
委員	<p>はい。そうです。</p>
会長	<p>ご質問は、その 3 点ということですのでよろしいですね。まず保健所からどういう形でデータを受け取るのか、説明をお願いします。</p>
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	<p>まず保健所でフォルダを設置し、その保健所のフォルダにアクセスできるのが、福祉事務所の保健師 3 名という制限をかけます。福祉事務所でそのデータを保管する場合は、保護係の職員と保健師だけが見られるようなアクセス制限をかけ、パスワード等の設定をし、閲覧制限を設定する予定です。</p>
会長	<p>2 点目以降も、続けて説明してください。</p>
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	<p>今の説明で、一応全部入っています。</p>
委員	<p>補足の質問をします。今の説明によると、アクセス制限がされていて、パ</p>

	<p>スワードでログインをすることで、誰がログインしたかが確認できるということかと思えます。この点についてログ、つまりアクセス記録は残るのでしょうか。アクセス記録が残り、そのログについては何らかの形で確認が可能なのでしょうか。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>アクセス記録が残るような、設定をしたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>実は、最近の大量の個人データの漏えい事件は、ログが残ってアクセス制限が掛かっているにもかかわらず、結果的にそのログを確認していなかったことから、報道でもされている、大規模な漏えい事件になったのです。ですからログは取っても確認をしないと意味がないという面がありますので、ログを確認するという手続も、何らかの形で御考慮いただければと思います。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問第 17 号についてです。委員から最初に御意見がありましたように、健康に関するデータというのは非常に大切です。がん検診の検診結果も受け取ると書いてありますので、データ管理はきちんとしてほしいということで、お願いしたいと思います。</p> <p>2 点目は、電算入力記録票についてです。4 ページの電算入力記録票の「記録の項目」の「10 生活習慣」、「11 既往歴」、「14 健康状態」は自己申告であり自分で記載することになっています。こういうものを見ますと、特に健康状態の悪い方や問題があると思われる方には、ケースワーカーや保健師の細かな対応をお願いしたいと思います。</p> <p>3 番目ですが、就労に関して、体の健康はもちろん大切なことですが、基本的なことですが、しかし精神的・心理的にも、やる気という点ではやはり援助が必要だと思っておりますので、その対応をお願いしたいと思います。これらで何かお答えいただけるものがあれば、お答えしていただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>御意見的な質問ですが質問の形にすると、どのようにやっているかということですね。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>御助言ありがとうございます。福祉事務所には保健師がおりますので、必要な方には保健指導や、医療機関への受診などの勧奨、保健センターの糖尿病予防教室につなげるなど、必要な医療にきちんとつなげるということを行っていきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問第 17 号に関して、もう少しお聞きしたいと思います。健康診断等の結果について、現状では紙で管理されているというお話でしたが、紙の場合にはどのように個人情報や、管理されているかを教えていただきたいと思います。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>生活保護法が改正されたのが 7 月 1 日で、今年度の健康診査結果等を受け取るようになったのが 8 月、9 月からですので、まだ試行的に始めているところです。今は医療が必要な方の名簿を紙でもらい、保健師がチェックをして、ケースワーカーを通して受診されているかどうかを、確認しているところ</p>

	ろです。
委員	今後パソコンだったら、鍵付きの棚に入れるようになると思いますが、紙媒体も鍵付きの所に入っているという状況ですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	はい。もちろん個人情報ですので、鍵のかかる所に保管しております。
委員	今後新たに受渡しをするデータについては、職員のパソコンで見られるということですが、そのパソコンの USB ポートや CD ドライブは、普通に使える状態ですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	パソコンのデータを外部に持ち出しする場合、手続が必要になっておりますので、普通はできないようになっております。データを持ち出しするには、操作をしなくてはいけないのですが、それも記録する形です。
情報政策課 計画推進係	職員が通常使っているパソコンから、データを取り出す場合は、USB などの媒体をつなげただけでは、データを取り出せないようになっております。それを取り出すためには「ikey (アイキー)」という、形態は USB ですが、これが錠を外すシステムになっており、それを使用することによってデータを取り出すことができます。ikey は各課で課長、所属長が責任を持って管理しています。システム的にもどのパソコンで、どのユーザーがデータを取り出したかというログを取っています。そういう管理になっておりますので、しっかりセキュリティは管理されています。
委員	CD に書き込むといったことは。
情報政策課 計画推進係	CD も同じです。
委員	では、職員が使うパソコンは、インターネットに接続できますか。メール送信などが可能ですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	閲覧制限の掛かっているものについては、メールなどで送ったりということはできません。
委員	閲覧制限が掛かっているでも、「利用してもいいですよ」と言われている保護係の方や保健師は、そのフォルダを開いてデータを見られるわけですね。そうすると、そのパソコンで USB や CD に書き込まなくても、メールに添付して送ることは物理的に可能なのですか。
会長	大事なところですから、しっかりと教えてください。
情報政策課 計画推進係	職員のパソコンでは、閲覧申請を出したものに限りインターネットが閲覧できます。福祉事務所で管理するデータに関しては、個人情報を扱う専用のフォルダを作って、その中で管理しておりますので、そこには権限がなければ、外部からデータ等を閲覧できないような仕組みです。メールについての仕組みは、そのパソコンに限らないのですが、故意にデータを取り出して添付して送ろうと思えば送れます。
情報システム担当 課長	メールの送信についてですが、上司に写しを (CC にして) 送信しなければ、外部への送信はできない仕組みにしております。
委員	確認しますと、上司に写しを (CC にして) 送信しないと、物理的にメール

	送信できないシステムであるということですが、それでは、例えば部長が送る時は上司は誰になるのですか。副区長ですか。副区長が送るとしたら、上司は区長ですか。一般の職員については分かるのですが、役職を持っている方々がメール送る場合はどうなるのでしょうか。
情報システム担当課長	管理職については、CCの送信はありません。CCを送信しなければいけないのは係長以下の職員です。管理職を不要にしているのは、管理職はその職責の中で、適正な運用を必ずしている、ということをお前提としております。
情報・法務担当部長	区役所のスイッチメールという、専用メールの仕組みについて補足します。仕組みとしては今、情報システム担当課長が申し上げたとおりです。ただ、これには必ずログが残ります。誰がいつ何を送ったかというのは、必ず残る仕組みであること、管理職は職責上、当然そういうことはあり得ないということで、そこは御信頼いただきたいところです。そのほかにグーグルやヤフーなどのWebメールサービスについては、システム上使用できないアクセス制限が掛かっています。外部へ情報をメールで送信するには、利便性を考えて完全な制限は掛けていないのですが、必ず記録として残り後で追跡できる仕組みになっております。
委員	ログが残るといっても、漏れてしまった後の原因追求のためでしかなく、事前にどう回避していくかという観点が必要だと思います。管理職のメール送信については、信用してほしいという言葉がありましたが、こういうシステムの問題は性善説の話ではなく、物理的に可能なかどうかという観点に立たなければ、システムを作ってはいけないと思います。課長以上の方々が、もし悪意を持てば、漏えいができるシステムであるという認識です。そういう状況であることを皆さんで共有して、今後はそれをもう少し厳しくしていくのかどうかを、区役所のシステム全体を見て考えていかなければいけないと、私は課題として感じました。質問としては以上です。
会長	それは御意見ですか。感想ですか。
委員	その部分については、今後も検討していかなければいけないということは、考えてくださいという要望ですが、質問としては一旦終了します。
委員	諮問第16号の2ページ「個人情報登録票」についてです。個人情報の記録の内容である「電話番号」には、携帯番号も含まれると以前お伺いしましたが、ファックス番号も含まれていますか。
産業振興センター事業担当課長	携帯電話やファックス番号も含めて、電話番号という形で認識しております。
委員	個人情報の記録の内容の項目に、メールアドレスがありません。会社であれば今はほとんど、ウェブサイトを持っていると思いますが、そのURLなどありません。それらを収集する予定はないのですか。
産業振興センター事業担当課長	証明書発行業務には、メールやホームページのURLは、特に必要ないと認識しておりますので、登録をする予定はありません。
委員	2ページの個人情報登録票の項目の中に、「受講等の状況」というのがあります。これをどのように報告するかというのが、重要ではないかと考えます。

	つまり、受講者である今回支援を受ける方が、どのくらい熱心にいろいろなセミナーを受けたかどうか、この人はきちんとやりましたということを伝えるからこそ、杉並区がお墨付きを与えるわけではないですが、支援事業を受けた証明を出すと思うのです。この「受講等の状況」というのは、具体的にどのようなことを書くのでしょうか。もっと細かい項目があると思うのです。いかがですか。
産業振興センター 事業担当課長	創業支援事業のセミナー受講の場合、セミナーを受ければよいということではなく、セミナーの内容に条件があります。具体的に申し上げますと、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目について、セミナーや相談を受けた方に対して、証明を発行することになりますので、この4つ全てを受講しているというのを、「受講等の状況」として把握するわけです。
委員	そうしますと受講している事実が、確認されればいいわけですね。つまり、眠っていても構わないということでしょうか。
産業振興センター 事業担当課長	仮に眠っていたとしても、セミナー主催者がこの方は受講を修了していると、証明できるのであればそれは証明の対象となります。
委員	ということは、この「受講等の状況」については、セミナーの主催者からもその人の受講態度がどのようであったか、という情報を収集することになりますか。
産業振興センター 事業担当課長	実際にその方が、どのような状況でセミナーを受けていたか、というところまでの情報を、収集する予定はありません。こちらとしては、受講を修了したという結果を収集する予定です。修了したという証明を、セミナー主催者側で発行する際に、こういう場合に該当するかどうかという判断を、されるのかもしれませんが、何もないのかもしれませんがということです。
委員	この証明書が発行されると、支援を受けた方はいろいろなメリットを受けるわけですから、やはり証明を出す側の杉並区にも、かなりの責任があるように思います。今話を聞いていると、形式審査だけのように見えます。仕組みとして、それで大丈夫なのですか。
産業振興センター 事業担当課長	今回の、創業支援事業計画に基づく事業ですが、実際の中身としては、区のほかに東京商工会議所杉並支部の創業相談と、西武信用金庫の創業セミナーを、事業計画として認定を受ける予定です。その質については、両事業者と今後相談をしながら、この趣旨を踏まえていただき証明できるものにする、ということでやっていきたいと思っています。
委員	ということは、その方の受講の状況は、商工相談あるいは商工診断の方とも共有するということになるのですか。
産業振興センター 事業担当課長	この事業の趣旨を共有するのであり、個人の受講状況を共有するという意味ではありません。
委員	分かりました。では、次の諮問第17号、生活保護に関する業務について質問します。生活保護法改正法が、この7月1日から施行されました。戦後最大の改正というか、改悪です。今回は紙データであったものを、電子データにするということが諮問されています。法律の改正自体、この審議会の諮問

	<p>が必要ではないので、そこはもうスルーしているわけですが、そもそも法律改正によってどのように変わったのかということを確認したいと思います。まず7月1日より前です。生活保護を受けている方が、健康診断を自分で受けたとします。若しくは、受けなかったかもしれないけれども、そういった情報を、福祉事務所は収集しているのかどうか。また収集することができるのかどうか、すべきなのかどうか。法律改正の7月1日より前と、後との違いに絞って教えてください。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>7月1日より前は、どなたが健康診査を受けたとか、どういう結果だったというのは把握しておりません。7月1日から健診結果が、入手できるようになったということです。</p>
<p>委員</p>	<p>体重や身長ぐらいいいですが、いろいろな健康情報は、まさにセンシティブな情報です。がん検診も含まれるわけですが、その人がどのようながんになっているかといった情報を、今後は御本人の同意といったことは全く関係なく、実施機関である福祉事務所が入手することができるようになった、ということですか。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>御本人の同意なく、入手することはできます。ただ、今こちらで考えているのは、区民健診については、データを取り寄せようと思っておりますが、がん検診については、要精密検査になった方の情報を頂くので、がん検診はデータを絞って取り寄せようと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>がんを告知するかどうかというのは、結構大きな問題だと思うのです。30年前ぐらいですか、昔はがんを告知するというのは、それこそ死亡宣告みたいな感覚がありましたが、今はそうでもないのかもしれませんが、もちろん、その前に御本人も知っていますが、福祉事務所を通じてがんの告知がされるという仕組みになるということですか。つまり「あなたは何々がんになっているから、こういう治療をしましょうか」という話をするということですか。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>そういうことではなく、がん検診で異常があった方に対して、精密検査を受けましたかという確認です。</p>
<p>委員</p>	<p>これだけのセンシティブな個人情報を提供するからには、それなりのメリットがあってしかるべきだと思います。多分、そういう制度設計になっていると思います。つまり、そこが健康支援ということですね。先ほど、保健指導などをやっていきたい、というような答弁がありましたけれども、ということは、保健指導は保健所若しくは福祉事務所の義務ではない、任意ということですか。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>必要な方には、保健センターの教室や相談を御紹介する、又は福祉事務所の保健師が、関わらなければいけないような方については、福祉事務所の保健師が指導をするつもりでおります。</p>
<p>委員</p>	<p>確認します。保健指導は、義務ではないのですよね。してもしなくてもいい、でも情報はもらいますという制度設計ですか。</p>
<p>杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長</p>	<p>今回の改正については、健康増進に向けてこちらで必要なことを支援していく、という考えでおります。</p>

委員	イエスかノーかで聞いているのですが、答弁が戻ってきません。この個人情報把握し得るのは、保健師という話でした。私は医師、看護師、保健師などの役割分担がよく分からないのですけれども、保健師というのは、その方の病気の状況や健康診断のデータを見て、的確な治療計画と言うのですか、この場合は「保健指導」という言葉を使っていますけれども、そういったことができる立場、若しくは役割、技能の方なのでしょうか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	そうです。保健師は保健指導ができる、そういう資格を持っております。
委員	その方が、何か特別な病気を持っているとします。例えば、糖尿病や肝炎というのは、一般の国民健康保険に入っている人と比べて、生活保護の方はその罹患率が高い、というデータがあると聞いております。そういった場合に、「あなたはこういう治療をしましょう」といったことを、的確に行うということですか。個人情報を渡すからには、そういうことがなければ、ただ「もらいました」というだけで、今回の法律改正の意図がよく分からないのです。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	そのデータを見て、きちんと医療を受けているかということと、食事の習慣や生活習慣がきちんとできているか、ということを確認して必要な指導があればしていきます。
会長	基本的なことですが、4 ページの電算入力記録票の項目は、福祉事務所が事業を実施するのに、必要不可欠な項目が書いてあり、それぞれの機能を果たすため必要と理解していいですね。余計なものが、入っているわけではないと。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	はい、そのとおりです。
委員	例えば4 ページの電算入力記録票に、「飲酒喫煙の状況」とあります。こういったことを把握することによってこれからは、「あなたは飲み過ぎですよ」とか「たばこの吸い過ぎですよ」といった健康指導なども、受けさせられる。あるいは、指摘されるようになるということでしょうか。それが今回から、紙データから電子データになります、ということでもよろしいですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	4 ページの項目で、確かに飲酒などの状況が分かりますが、その方の病状にもよりますので、その方の状況に合わせて指導していくことになります。
会長	それでは4 ページの、電算入力記録票の記録項目の13番の、「飲酒喫煙の状況」というのは、何のために記録するのですか。抽象的にではなく具体的に説明してください。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	具体的には、飲酒については肝臓の病気に深く関わってきます。喫煙については、肺がんに関わってくるところです。
会長	福祉事務所は、それらを防ぐためにこのデータをあらかじめ取っておき、全体として適正な社会生活が送れるように、指導していくと理解すればよろしいですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	はい、そのとおりです。

委員	<p>そういう御答弁があったのですけれども、先ほどから聞いていても、どうも曖昧なのです。電算入力、記録項目の13番目は、「飲酒喫煙の状況」でしたが、15番目の「身体測定結果」は、メタボリックシンドロームかどうかといったことも含まれると思います。御本人も長生きしたいだろうし、健康でいたいだろうから、本当に寄り添って親身に健康指導をしてくれるのであれば、そういう情報を出してもいいのです。ですが、「健康指導をやるのですか。それは義務なのですか。」と質問しても「義務です。」という答えはありません。義務でなくてもいいのですが、「やりたいと思います。」というお答えであって、「やります。」というお答えでもない。この情報がどう使われるかというのが、非常に曖昧なのです。もう少し明確なお答えを頂けないですか。</p>
会長	<p>時間も経過していますので、抽象的ではなく、何番の項目は何のために記録するのか、というように質問していただいたほうがいいと思います。一般的な話だと、漠然とした話になります。大事なことです。疑問な点はここで明らかにしてください。</p>
委員	<p>15番目「身体測定結果」についてです。これはなぜ記録するのですか。</p>
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	<p>先ほど、メタボリックシンドロームというお話もありましたが、これは肥満なのか、逆に痩せ過ぎているのかということで、健康状態を見るところです。</p>
委員	<p>何か判然としませんが、時間も時間なので次の諮問第14号に移ります。まず、地方税電子化協議会というのは国の機関ではなく、一般社団法人ですから、民間の機関だと思います。区職員の給与というのは、情報公開請求をしても出てこない、非常にセンシティブなデータです。それをこういった協議会に流すことについて、職員にためらいはないのですか。</p>
職員課長	<p>この機関には、各地方自治体から職員を派遣しております。会長を含めて自治体の長、あるいは所管部の管理職がなっているという状況です。これについては、それぞれの自治体が一定の理解の上に対応して、こちらでは問題ないと判断しております。</p>
委員	<p>そうしますと、この協議会は民間と言うよりは半官半民というか、公的な意味合いの強い協議会なのかと受け止めます。ここは総務省か何かの天下り団体ですか。</p>
職員課長	<p>天下り団体かどうかは承知しておりませんが、役員等についてはそれぞれの自治体の長、あるいは各管理職等が兼務しているという状況です。</p>
委員	<p>3ページの諮問第17号、「生活保護に関する業務」についての質問です。健康診断の結果を電子データで受け取るということで、健康管理の支援強化が目的ということですが、例えば生活保護を受けられる理由の1つに、「病気」があると思います。その病気を理由に生活保護を受けられた方に対して、この情報が得られてその後の経過の中で、この方はもう健康であるという判断を、福祉事務所そのものがするのかどうか。それが就労可能な状態のものであるという、判断材料になり得ないのかどうかを、お聞きしたいと思います。</p>
杉並福祉事務所	<p>病気を理由に受給されている方は、かなり重篤な病気の方もいらっしゃる</p>

高井戸事務所担当課長	ますので、今回の健康診断や健康増進とは対象が違ってきます。病気をお持ちでも、健康診断を受けられる方もいます。例えば糖尿病ですと、医療機関にかかっている、なかなか改善しない方もいらっしゃると思いますので、必要方には食事指導などを、考えていかなければいけないと思います。
委員	病気であることを理由に、生活保護を受けられた方もいらっしゃいます。その方の経過を見る中で、この方はもう健康であるという判断を、この個人情報に基づき福祉事務所が行うことができるのですか。また、その材料になり得るのですか。
杉並福祉事務所 高井戸事務所担当課長	今回は、内科的な健診のデータです。整形外科や精神科の病気もありますので、これだけで判断することはできないと考えております。
杉並福祉事務所長	就労の可否については、例えば病気になられて生活保護の受給を開始されたけれども、ほぼ治られたという状況で、就労支援を開始するに際しては、医師が就労の可否を判断した上で、就労支援を始めるという手続になっています。その際に、本人の同意も必要になってくるのですが、就労が可能だという方に対して、就労の支援を始めるという手続になっております。
会長	では時間も押していますので、質問は打切りとさせていただきます。御意見はありますか。
委員	先ほど質問した、諮問第 17 号についてです。7 月 1 日からですから、そもそも現在、紙媒体で受け取っているものを個人の健康指導、保健指導を行うために、電子データにして効率的に分析し、抽出及び加工作業を行う、という必要性を、どうも感じられないのです。私は、電算化するということは、大量にデータが流出するリスクが増える、と考えております。物理的に外部に持ち出す方法も、皆無ではないというところで言うと、今回の諮問第 17 号について私は、反対したいと思います。
委員	諮問第 17 号について、私も反対します。紙データの時点でも大変センシティブな情報であり、それをわざわざ電子データにするということと、何度伺っていても、これほどの個人情報を提供することのメリットが、分からないのです。はっきり言って生活保護を受けると、個人情報はここまで裸にされる、さらされるのだという改正であると、受け止めております。個人情報の提供が、御本人にとってメリットになるとは到底思えない。しかもそれを、電子データにするのであるから、諮問第 17 号については反対いたします。
会長	ほかに御意見はないですか。ありがとうございます。それでは報告第 13 号、報告第 14 号は報告を受けたものとさせていただきます。諮問第 16 号についても決定とします。諮問第 17 号については、反対の意見がお二人からございましたけれども、他に反対の御意見はございませんので決定とさせていただきます。なお、今出ました御意見は、情報の漏えいに関わる問題ですから、実施のときに十分参考にして実施してほしいと思います。 次に報告第 15 号、諮問第 18 号から諮問第 22 号までを、事務局から御説明願います。
報告第 15 号、諮問第 18 号	

諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号、諮問第 22 号	
情報政策課長	報告第 15 号、諮問第 18 号について説明する。 諮問第 19 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号、諮問第 22 号について説明する。
会長	それでは、御質問をいただきたいと思います。
委員	諮問第 18 号「保育所補助等に関する業務」についてです。10 ページの個人情報登録票の「対象となる個人の範囲」に「2、入所児童及び保護者」とありますが、下段の「個人情報の記録の内容」にある情報を記録する必要があるかどうか、改めてお聞きしたいと思います。
保育課長	まず、この個人情報登録票に書かれている項目につきましては、対象となる個人の範囲にあるとおり、施設に関する関係者、それから、保育所の運営事業者に対する補助だけではなく、現在杉並区で行っている、保育料補助制度の対象者といったものが、業務登録としては含まれておりますので、入所児童及び保護者に関する情報についても、この個人情報登録票の中に含まれていると御理解ください。
委員	保育園の入所児童に対して、例えば、「社会活動等の情報」の「資格」や「職業」などを聞く必要があるのでしょうか。
保育課長	ここに書かれている個人情報の全てが、必要ということではなく、施設に関わる関係職員の情報、入所されているお子さん、そして、保護者に関する情報が必要となります。当然ながら、今ありましたような、保護者に関わる情報で資格とかいった情報は、必ずしも必要ではないと捉えていただければと思います。
委員	対象が違って内容も違うのであれば、別々のものにすべきだと思います。
情報政策課長	個人情報登録票は登録業務ごとに個人情報の記録内容を総括的に書く記録票になっています。確かに御指摘のとおり収集の目的によっては、使う必要の有るもの、無いものが出てくるのは事実です。一方、例えば、システム上に記録するものは、その業務に使うものを細かく明記する形になりますので、ほかの帳票と併せて判断していただければと思います。業務として細かく分けていくと、非常に細分化しなければならない点もありまして、この業務については、「保育所補助等に関する業務」ということでまとめさせていただいています。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	質問と意見が一体となっている場合は、質問と意見を分けてお話をしたほうがよろしいでしょうか。
会長	はい。分けてください。
委員	質問に対する回答の内容によって、意見が、この記載事項の変更になる場合でも別々のほうがよろしいのですね。 では、14 ページ「杉並子育て応援券に関する業務」についての質問です。平成 18 年 10 月 1 日に「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されています。杉並子育て応援券は、開始年度が平成 19 年度となっておりますので、平成 18 年に施行された同法を根拠

	にしていると思われませんが、この件についてその理解は正しいですか。
子育て支援課長	杉並子育て応援券についてはその法律が根拠ではなく、区独自の制度です。子育て中の世帯が地域とつながるきっかけとなるように、有料の子育てサービスを使いやすいようにする事業でして、今おっしゃられた、平成18年度からの法律と、それとは少し違うものです。
委員	分かりました。直接関係がないという御回答でしたが、実はこの後の意見と関係してきます。つまり、この法律では就学前の子どもがいる家庭の支援を行うことが目的となっておりますが、この杉並子育て応援券は、法律の趣旨に沿った内容、つまり、目的を達成するための独自の事業であるという解釈でよろしいでしょうか。
子育て支援課長	それは認定子ども園の、設立についての法律ではないかと思います。子育て応援券のものとは、法律の趣旨が若干違うのではないかと思います。
委員	認定子ども園の認定手続等で、定めた法律であることは確かめました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	何点か質問させていただきます。まず、入力する人は職員だと認識してよろしいのでしょうか。
保育課長	諮問第18号の入力のことだと思いますが、職員又は派遣の委託の職員も入力作業をすることになります。
委員	今、委託者という話が出ましたが、情報システム化の中で、杉並区もかなり委託者を利用していますが、セキュリティ対策についてはどのようにしていますか。
保育課長	委託と申し上げたのは派遣業務の委託の職員でして、当然ながら、委託の仕様の中では個人情報の取扱いについて、漏えいの防止とか、又は、その職務から退いた後も、決して口外してはならないということで、派遣業務委託の仕様の中できちんと担保しているところです。
委員	利用する家族の情報は、今までも保育所の指定管理者が管理していたと思います。今後、給付費を幼稚園・保育所などの事業者が受け取るということで、一人一人の認識が非常に大切だと思います。子どもがどういう状況にいるのか、第二子なのか、第三子なのか、そういうことを考えますと、非常に複雑な状況になるので、こういったシステム化は非常に効率化されるのではないかと期待します。事業者が法定代理受領するというので、その人たちが正しくそういう情報を取り扱えるかどうかは、どのように認識したらよろしいでしょうか。
保育課長	まず個人情報の業務登録票は、先ほどからご説明しているとおりなのですが、電算の入力記録としては基本的には、今度の新しい認定の申請、それと、保育所などの利用申込みに関わる情報となります。実際の保育に入る前の情報ということで、お申込み時点の情報を電算に記録し、その上で、認定の順位、又は施設の利用調整といった業務、それと、事業者に関わるものとしては認可、確認といった業務で使用します。実際の保育の内容そのものに関する記録として、ここに記載するものではないと、御理解いただきたいと思い

	<p>ます。また、派遣業務で入力も行いますが、当然ながら、入力された内容については、最終的には職員が点検確認をしますので、正確性は担保していきます。</p>
委員	<p>本当に今、漏えい問題が大変大きな問題になっていますので、しっかりと管理をお願いしたいと思います。それから、子育て応援券ですが、今まで、この応援券を購入するときには、どんな情報が必要だったのか教えてください。</p>
子育て支援課長	<p>子育て応援券の購入の際には、住所、氏名、お子様の名前と、そして、支払いは口座引き落としですので、口座情報を記載していただいております。</p>
委員	<p>子育て応援券は、大変素晴らしい区の施策だと思います。多くの子どもたちに平等に、公平に使われることを願っていることかと思えます。実際に、この施策の導入時は、保育園に入園されている子どもと、私立幼稚園等の家庭保育を中心としている子どもたちの、税コストが余りにも違うのではないかと、というのが出発だったと思います。保育園を利用されている方の税コストは、1人当たり60万円かかるという話もデータでいただきましたが、そういう中で、家庭で子育て応援券を十分に使えることによって、税の公平になるということでした。恐らく子育て応援券を利用する、全ての御家庭にこういうアンケートを取ると思いますが、今はここに挙がっている保育園関係のことしか出てきていないので、見た感じでは、個人情報を使っているのかという感じがして、全体からこれを取っていくと私は理解しているのですが、それによろしいですか。</p>
会長	<p>時間も来ていますので、端的に1つ、御質問してください。</p>
子育て支援課長	<p>子育て応援券の利用状況について、子育てをめぐる環境が導入時から大きく変化しています。核家族化が進行している一方、教育保育を利用する方々も多くなってきており、子育て応援券がどのように使われているかの実態調査をしたいと考えました。また、保育園に通っているから子育て応援券を使えばいい、使っている暇もないというような声も聞かれます。また、こういう事業、サービスが必要なので、もっと増やしてほしいという声もあります。そういったことを全体的に調査して、必要な事業等をどのように見直し検討していくか、併せて世帯の構成等も考えながら、核家族なのか、それとも、おじいさんおばあさんと一緒に住んでいるかなど、全体的にデータを検討していきたいと思えます。</p>
会長	<p>ほかに御質問ありますか。</p>
委員	<p>まず、「子ども・子育て支援新制度」について、質問があります。</p>
会長	<p>時間が迫っていますので、端的にお願いします。</p>
委員	<p>はい。13 ページ、地域型保育事業の中に、「家庭的保育事業」というのがあります。いわゆる家庭福祉員（保育ママ）です。この新制度が始まる前も保育ママは、今日諮問されている項目を、区に伝えているのでしょうか。例えば、この「心身等の情報」の「健康状態」や、「傷病等の状況」これは、私は子どもの虐待を発見するために、大変重要な情報だと思っているのですが、こういったことは新システムの前では、どうなっているのですか。</p>

<p>保育課長</p>	<p>家庭福祉員さんが預かっているお子さんの情報として、「名前」と「生年月日」は、基本的に区に出してもらっています。お尋ねにあるような、例えば児童虐待のような事例が発生した場合、児童虐待の処理の中で、要保護児童対策地域協議会というのがあります、そちらの仕組みの中で関係機関が情報を共有し対応します。保育に関する個人情報登録として、家庭福祉員さんのところで預かっているお子さんの、心身の状況であるとかそうした情報は、記録としては持っておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>今、新制度が始まる前の話を伺いました。では、今回この諮問されている中に、心身等の情報がありますけれども、これは新制度になるとどうなるのですか。</p>
<p>保育課長</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、認可保育所だけではなく地域型保育事業も、全て区に利用の申込みをしていただき、その中で利用調整という、いわゆる入所の選考を今までやっていたわけですが、それと同じ機能を区で行うこととなります。家庭福祉員さんが、この地域型保育事業の家庭的保育事業に移行してきた場合には、そこを利用されるお子さんの情報も、認定もしくは利用申込みの段階で、区のほうで情報を収集する形になりますので、当然ながらこの中に入ってくると御理解いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>10 ページの個人情報の記録の内容に、「健康状態」や「傷病等の状況」とあります。これは、例えば保育ママさんがそのお子さんを日々保育していて、あれ、何か傷があるねとか、随分頭洗ってないようだ、もしかしたらネグレクトかなとか、朝ご飯、何かいつも食べてないみたいだというようなことを、把握するための項目なのですか。それとも、違うのですか。</p>
<p>保育課長</p>	<p>あくまで、利用される前の状況として、申込みの時点で保護者の方が書く項目として、身体の状態などを書くものです。現在も、認可保育所の申込みをされる際には、児童の状況という記録項目がありますので、それと同じようになるということです。地域型保育事業を利用される場合も、区の保育課にお申込みをいただきますので、申込みをする際にこうした情報を、区のほうで取得をすることになります。補足で、あくまでこれは申込みをする時点での情報としてもらいますので、その後の利用中の状況として、必ず区の保育にかかる個人情報として取り扱うものではなく、仮に委員お尋ねのようなネグレクトですとか、そうしたものがあつた場合には保育とは別の個人情報として取り扱われるものと、理解をいただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、分かりましたというか、実は違います。保育所などを運営する法人は、例えば児童虐待を発見するようなマニュアルをきちんと持っていて、それでいろいろ見てます。そういうのを私も、杉並区の運営法人のマニュアルを見たことがあります。だからそういうことも、家庭的保育事業の人もやるのかなと思ったけれども、それは別の時点でということですね。分かりました。</p> <p>では、次の子育て応援券についてです。今回諮問を受けて、なるほど、情報というのはこういうふうに積極的に使っていくと、いろいろなことが分かるのだなと思いました。そうすると、この住基の情報から3情報を引いてく</p>

	<p>るということですが、それと突合することで、いろいろな情報が分かると思います。今回は、施設を利用しているかどうかですが、本当は私などが一番知りたいのは収入情報、課税情報などです。つまり収入の少ない家庭では、子育て応援券を使っているのか使っていないのか、きちんと預けられているかどうかとか、そんないろいろな情報が分かると思うのです。そのように積極的に使っていくことも、可能なのですか。</p>
子育て支援課長	<p>所得、税の情報については、目的外利用はなく、そういった情報については使うことはないと考えております。</p>
委員	<p>そうですね、それはとても残念です。ただ、今回保存はしないということでしたが、こういった情報はせつかくデータを処理するわけですから、個人情報と切り離して、毎年ためておいて見ていくことで、区の施策のいろいろな参考にできるのではないですか。</p>
子育て支援課長	<p>子育て応援券の利用実態調査は、今回が初めてです。ですからまず、どういう状態になっているのか。そして、それが今の保育の子育て施策とどう連動して変わってきているのか。そういったところを見るために、今回初めて行いまして、また経年的に調査するかどうかは、今後検討したいと考えているところです。</p>
委員	<p>最後です。子育て応援券のシステムというのは、かなり詳細になっています。つまり、応援券の番号をたどっていくことで、どこの誰が、つまり個人名も含めて、どこの誰がどのサービスを使ったか、全部後付けできるような仕組みになっています。だから、個人情報は漏えいなどがないようにきちんとしておけば、もっといろいろなことに使えます。お金や税情報とリンクできないということですが、やはり家族の状況が分かるわけじゃないですか。おじいさん、おばあさんと一緒に住んでいるとか。私が気になるのは、シングルマザーです。どうやって使っているかとかといった、そんなことまで含めて積極的に使っていくことが、やはり情報の有効活用だと思うのですが、それはどうですか。</p>
子育て支援課長	<p>委員おっしゃるとおりで、今回はやはり世帯、核家族化の進行等も踏まえて、子育て応援券がどのように使われているかということ、考えていくべきで、調査することを想定しております。やはりおじいさん、おばあさんと住んでいる世帯、核家族、そして一人親という世帯情報を見ながら、どのようにして有効に使われているかということ、確認してまいりたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは質問をお願いします。</p>
委員	<p>9ページの諮問第18号について、先ほど他の委員の方々との質疑で、少し気になったのですが、入力に委託や派遣の方々が行うということなのですが、現状でもこのシステムは、変更する前の形であると思うのですが、何人ぐらい、その委託派遣の方々、いわゆる区の職員さんではない方が、このシステムに携わっているのですか。</p>
保育課長	<p>通常期と繁忙期があります。11月から12月にかけてが、繁忙期ですが、そこでは派遣職員の人数として、10人を受け入れます。派遣の業務でお願い</p>

	<p>しているのは入力作業のほかに、窓口が込み合いますので、お客さんの案内や窓口整理をしていただくことも含めて、繁忙期は10人で対応しています。</p>
委員	<p>繁忙期に入力するというのは氏名、住所、性別、収入、資産状況や口座など、全ての初期データを入力するということですか。</p>
保育課長	<p>認定の申請書と、施設の利用申込書に書かれているものを、入力します。今ご質問された口座情報は、実際に利用が決まった方に保育料の支払いを口座振替でお願いしており、これはまた後の作業になりますが、そうしたのも一応入力の対象と考えております。</p>
委員	<p>口座番号は、後々入力されるということですね。当初の入力では、大体収入や資産状況まで入力をするということで、まず現状として保護者の方々のかなり大切な情報を入力される方々が、区の職員以外に最大で10名、毎年いるということですね。更に、もう1つ、11ページの電算入力記録票で追加になっている74番から86番までは、10ページの対象となる個人の範囲の1番の、「保育施設等職員、設置者及び役員」についての情報ですか。</p>
保育課長	<p>はい。電算の入力記録票では、これは入力項目として追加になる部分です。個人情報登録票の、個人情報の記録の内容、「住民記録等の情報」に書かれている部分の、対象となる個人の範囲は、1の施設関係の職員の情報、また、2の入所児童及び保護者の情報の両方を兼ねておりますので、個人情報登録票での項目の追加はありませんが、電算入力記録票には項目の追加があります。</p>
委員	<p>このシステムのデータの取扱いについて、私がよく分かってないのかも知れないのですが、先ほど他の委員からもありましたように、異なるデータを1つのシステムで管理するのではなく、データベースを2つに分ければいいと思います。この中に、保育施設等職員、設置者及び役員の情報と、入所児童及び保護者の情報が混在しているということですね。この入所児童及び保護者のレコードにも、施設長氏名、法人代表者氏名などがブランクではなくて入力されていくのですか。</p>
保育課長	<p>電算入力記録上は、こうした情報を施設または事業者のほうから、申請書等で出していただきますが、それを入力記録として電算上も持つということなんです。</p>
会長	<p>杉並区のこのシステムの現状、個人情報の制度がそういうような運用になっている。そういう制約があると考えていただいて、いいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>今後新しくするときには、分かりやすい情報の管理をしていただきたい、と思います。「施設長氏名」や「法人代表者氏名」というのは、利用が決まった後入力するとのことでしたが、入力するのは委託の方や派遣の方、または区の職員で、職員以外も入力をしていくことになるのですか。</p>
保育課長	<p>この電算入力記録票で、本日諮問している内容については、利用者に関わる情報ではなく、施設または今度の新しい地域型保育事業の事業者が、区に対して認可の申請または確認の申請を出します。その情報を入力しますので、利用者、保護者から取る情報では全くありません。これはあくまで施設、または事業者が出してくる申請に対して、入力するものと捉えていただければ</p>

	と思います。
委員	<p>先ほどからその確認がしくて、対象となる個人の範囲の1番と2番の、どちらのデータになるのか質問していたのです。ここで言う、1番の項目になるわけですか。こういう内容の違うものが、混在している一番の問題点は、やはり個人情報が見えてしまうことです。というのは、保育所等職員、設置者及び役員の情報だけ更新するのに、データを見ようと思ってシステムを開くと、ほかの入所児童及び保護者の、これを見れば後から追加入力される口座番号や、収入資産等の状況まで物理的に見えてしまうのです。これは悪意ではなく、レコードを下まで見れば、そういう個人情報が見えてしまうのです。このシステムをつくり自体が、問題だと思います。データを分けるか、保育施設等職員や設置者及び役員の更新をするときは、2番の入所児童及び保護者データは表示されない、というようなフィルタリングの機能を付けたらしないと、余計な情報漏えいのリスクが高まるだけです。そのあたりは、今後やる予定はあるのでしょうか。もしくはやっているのでしょうか。</p>
会長	<p>杉並区は業務単位で記録をまとめているから、委員がおっしゃるとおり、違うファイルも一緒に登録されてしまうのですね。だから、先ほど御意見もありましたけれど、混在していて見にくいということですね。実際にシステムは、別のファイルだと思います。記録の読み方が問題だと思います。</p>
保育課長	<p>システムそのものは、現在、保育システムというものを持っておりますが、それを改修して、この新制度に対応するべく、今準備をしているところです。まずシステム上、トップ画面のところでは、認定申請利用申込みを処理する画面と、施設保守と言いまして、これが事業者情報ですが、施設保守の画面で別作業を行います。そこでフィルターなど、そうしたものを掛けられるように今開発中です。基本的に、施設関係の情報は、派遣業務で入力することは想定しておりません。職員が直に入力することを、今考えております。あくまで派遣業務でお願いする部分は、大量に出る利用申込み、認定の部分に一応特化して考えています。両方が見られないような工夫は、今後していきたいと思います。</p>
委員	<p>派遣の方が見るか、職員の方が見るかは問題ではなく、フィルタリングというところを、きちんとやっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>では、御質問はございませんでしょうか。なければ、意見を頂戴したいと思います。</p>
委員	<p>先ほどの質問に関係する意見です。杉並子育て応援券は、非常に素晴らしい施策であると思います。先ほど他の委員からも御指摘のとおり、情報の積極的な活用について検討すべき事例の、非常に良い事例だと思いますので、意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど法令を確認した理由について、こちらは「諮問事項」となっておりますが、「報告事項」でもよいのではないかとということ、意見として述べさせていただきたいと思います。先ほどの質問の回答からは、根拠法令としては先ほどの法令が直接根拠にはならない、ということでありますので、今回の審議会においては、諮問事項から報告事項への変更はないという意見であ</p>

	<p>りますけれども、つまり諮問事項のままということになります。この問題については、今回は条例の14条2項4号の該当の「審議会が意見を聞いて、特に必要があると認めるとき」ということで、諮問対象となっているわけがあります。</p> <p>ところが、先ほど申し上げた法令においては、「子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする」ことが法令の目的となっております。この目的に鑑みますと、今回のこの杉並子育て応援券は、正に先ほど申し上げた法令を根拠にして、提供してもよいのではないかと思ったのが、先ほどの質問の内容であります。</p> <p>しかしながら、直接根拠法令にはなっていないということから、2点意見を述べさせていただきます。先ほど既に委員から御指摘があったとおり、情報の積極活用を検討すべき事例として、区の施策への活用を検討すべきではないかというのが、1点目であります。</p> <p>区民サービスの向上にも資する情報として、利用が可能ではないかというのが、2点目であります。具体的には、利用実態調査というものについては公の施設利用のみならず、民間の事業者においても、その施設の利用を促進する上では、最低限度必要な情報であると考えられるわけですが、つまり、この情報を活用することによって、利用実績が乏しい、受益権者への利用の促進、勧奨、それから利用者が少ない施設の利用推進、こういった施策に活用することが、当然可能となるでしょう。更に、積極的な利用を推進するために、正に利用者の個人情報を利用して、利用者に連絡をすることが、本来の目的外利用ではないかと思えます。</p> <p>したがって、この場合はあくまで、利用実態の調査をするということで、目的外利用には当たりますが、今後はそのような積極的活用ということも含めて、検討すべき事例として、今回は諮問事項となっておりますが、明確な根拠法令があれば、更に積極的に情報を活用していただきたいと、思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御意見ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>各諮問事項に対してと言うよりも、この諮問の仕方について、意見を述べさせていただきます。この報告・諮問事項説明書の「セキュリティ対策」の部分や、システムについての内容を説明している部分の情報量が余りにも少なすぎると思えます。9ページと3ページのセキュリティ対策の記載は同じですが、システムが全然違うので、その対応も違ってきます。例えば、3ページの健診情報活用事務（小型）は、フォルダにパスワードロックを掛けて、IDで管理する、ログを取るということでした。一方、9ページの保育等業務システムは、全然違うシステムです。「職員用のパソコンを利用し、当該業務担当職員のみ利用者限定し、パソコンは錠の掛かる保管庫で管理する」という決まり文句だけ、載せていれば良いという感じに、受け取れてしまいます。とてもお役所仕事の、受け取れてしまいます。この資料を見たときに、仕様書まで細かいのは必要ないと思うのですが、どういセキュリティ</p>

	<p>をきちんとやっているのか、どういう観点でチェックをしているか、というのを見ないと、毎回こういう細かい質問をすることになってしまいます。ですので、質問はゼロにはできないかもしれないですが、なるべくそのセキュリティの部分については、もう少し具体的に分かりやすく記録していただきたい、という意見です。</p>
会長	<p>ほかに御意見ございますか。よろしいですね。ありがとうございました。</p> <p>それでは本件の諮問については、電算システムに記録する項目、それから目的外利用について諮問されております。これについては御意見が出ておりませんので、報告第 15 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号から諮問第 22 号までについては決定と、報告は受けたものとするということに、させていただきたいと思っております。なお、情報の活用、住民サービスの実施、それから諮問のあり方については今後事務局等で参考にして運用させていただきたいと思っております。そのように決定させていただいて、よろしいですか。</p>
	(各委員了承)
会長	<p>ありがとうございました。それではただいま審議いただきました諮問事項について答申をしてみたいと思っております。事務局、答申案文用意できておりましたらお配りいただきたいと思っております。</p>
	(答申案文配布)
会長	<p>今お手元にお配りさせていただきましたが、御覧いただいていたかでしょうか。よろしいですか。</p>
	(各委員了承)
会長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p>
	(答申文手交)
会長	<p>事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程ですが、大変恐縮ですが、年の瀬も押し迫まった 12 月 26 日金曜日、午前 10 時半からを予定させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>今回は 12 月 26 日、午前 10 時半からということですね。大変御熱心に御討議いただきました。これをもちまして、本審議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>